

議案番号	件 名
提案課名	内 容
報告第6号	専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて (三田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定)
国保医療課	<p>【改正趣旨】 新型コロナウイルス感染症に係る療養のため就労することができず、かつ、給与等を受けることができない者に傷病手当金を支給するに当たり、当該条例を早急に改正する必要性が生じたため、令和2年4月27日付けで専決処分したので、これの承認を求めるもの。</p> <p>【改正内容】 以下の傷病手当金支給事業を実施するに当たり、付則に当該実施内容を規定する。</p> <p>(1) 支給対象 国保加入者である被用者（給与等の受給者）であって、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は、感染が疑われることにより就労できない日が4日以上続き、給与等の全部又は一部を受け取ることができなかつた者。</p> <p>(2) 支給額 就労できなくなった日から起算して4日目以後の給与等に相当する額の2/3。 ※ 給与等の日額は、直近の継続した3か月間の給与等の合計額を就労日数で除して得た額とする。</p> <p>(3) 適用期間 令和2年1月1日から同年9月30日の間で就労できない期間</p> <p>【施行期日】 令和2年4月27日</p>